

(参考)

○公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）

第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

○「公衆浴場における衛生等管理要領」（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号）（抜粋）

II 施設設備

第 1 一般公衆浴場

4 浴室

(1) 男女を区別し、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通しのできない構造であること。

III 衛生管理

第 1 一般公衆浴場

9 入浴者に対する制限

(1) おおむね 7 歳以上の男女を混浴させないこと。

○旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）

第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 (略)

○「旅館業における衛生等管理要領」（平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号）（抜粋）

II 施設設備

第 1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準

12 浴室の構造設備は、次の(1)～(5)までの要件を満たすものであること。

(3) 共同浴室を設ける場合は、原則として男女別に分け、各 1 か所以上のものを有すること。

III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。

(16) 共同浴室にあつては、おおむね 7 歳以上の男女を混浴させないこと。